

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人萩原由太郎の上告趣意（後記）は、憲法違反を主張するけれどもその実質は、刑訴法の違反を主張するに帰するのであつて上告適法の理由にならない。被告人の上告趣意（後記）は明らかに同四〇五条の上告の理由にあたらない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条一ハ一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎